

観光入込統計調査業務委託 入札説明書

1 募集概要

(1) 業務概要

本件業務は、那覇市内に1泊以上宿泊した国内観光客を対象にしたWEBアンケート調査や外国人観光客を対象にした対面アンケート調査により、旅行者の基本属性（性別・年齢・国籍、都道府県名等）、旅行形態、宿泊日数、那覇市内における消費額等を調査する。

また、観光庁、沖縄県、那覇港管理組合等が公表する各種データを基に、本市の観光施策の展開に寄与する情報を調査・分析する。

これらの調査により、那覇観光の実態を明らかにし、全国及び沖縄県とのデータ比較による現状把握や課題整理を行うことで、実効性の高い観光施策の企画・立案・評価及び「ヒト・モノ・コトが集い、育ち、広がる万国津梁のまち N A H A」の構築に寄与することを目的とする。

(2) 入札に付する事項

ア 業 務 名	観光入込統計調査業務
イ 履 行 内 容	別紙「観光入込統計調査業務委託仕様書」のとおり
ウ 契約締結日	令和8（2026）年8月中旬（予定）
エ 履 行 期 間	契約の締結日から令和9（2027）年3月19日（金）まで

(3) 入札におけるスケジュール

ア 入 札 公 告	令和8（2026）年7月24日（金）
イ 質 問	令和8（2026）年8月4日（火）午後5時まで
ウ 質 問 回 答	令和8（2026）年8月6日（木）午後5時まで
エ 申請書等締切	令和8（2026）年8月10日（月）午後5時まで
オ 入 札 執 行	令和8（2026）年8月14日（金）午後1時

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たす者を、入札参加資格を有する者とする。

- (1) 那覇市内に本店または支店（営業所）を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団

- 員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) WEBアンケート調査及び対面アンケート調査の実績やノウハウを有すること。
- (7) 沖縄県内における観光客の計数的把握、動態調査の実績やノウハウを有すること。
- (8) 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないこと。

3 申請手続き等

(1) 質問及び回答

- ア 質問期限 令和8(2026)年8月4日(火)午後5時まで
- イ 質問方法 質問書(様式3)に質問内容を記入の上、「6 連絡・提出先」へメールにて行うこと。
- ウ 回 答 令和8(2026)年8月6日(木)午後5時までに、那覇市公式ホームページにおいて公表する。

(2) 入札参加確認申請書等の提出

入札参加資格に掲げる要件の確認を行うため、当該入札への参加希望者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)を提出すること。

- ア 提出書類 下欄「提出書類一覧」のとおり
- イ 提出期限 令和8(2026)年8月10日(月)午後5時まで
- ウ 提出場所 那覇市役所 6階 経済観光部 観光課(那覇市泉崎1丁目1番1号)
- エ 留意事項 提出書類を事務局へ持参又は郵送(書留郵便により提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

<提出書類一覧>

- ① 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- ② 契約実績証明書(様式2)
- ③ 印鑑証明書(原本)

※登録事業者として、本市法制契約課へ「使用印鑑届」を提出し、令和8年度登録期間が有効な業者は提出不要。

(3) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加資格の確認結果は、各申請者宛て「制限付き一般競争入札参加資格認定通知書」をもって通知する。
- イ 申請書等を提出期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できない。
- ウ 入札参加資格を認められた者であっても、確認結果の通知後に入札参加資格を欠く事項が判明した場合は、その認定を取り消す。

(4) 入札保証金

「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(8)に該当する者は、那覇市契約規則第8条第1項第3号の規定により納付を免除する。

4 入札、開札及び落札者の決定

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 日 時：令和8（2026）年8月14日（金）午後1時

イ 場 所：那覇市役所 6階 602 会議室（那覇市泉崎1丁目1番1号）

(2) 入札

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印すること。押印は法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印を使用すること。

イ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載すること。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し、提出すること。

ウ 入札は代理人により行わせることができる。この場合、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出することとする。委任状のない代理人の入札は無効とする。委任状には法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

エ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を務めることはできない。

オ 電話又は郵便による入札は認めない。

カ 入札参加者が1者の場合であっても、入札を有効とする。

キ 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札書が所定の日時までに提出されない入札

ウ 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

エ 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札

オ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

カ 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

ア 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者又はその他の代理人の面前で行う。

ただし、入札参加者又はその他の代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

イ 入札の当日に出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は失格とす

る。

(5) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者に限る。)で再度入札を行う。また、再度入札によっても落札にいたらなかった場合には、入札を打ち切る場合がある。

(6) 入札結果の公表

落札者があるときはその者の落札者名及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に公表する。

(7) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

(8) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき、又は公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期する。

(9) 入札執行の公開

入札の執行は公開で行う。

(10) 落札者の決定

ア 落札者は、本市の予定価格の範囲内で、かつ、最低金額をもって有効な入札をした者とする。

イ 落札者となるべき金額で入札した者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員が入札者に代わってくじを引く。

5 その他

- (1) 当該入札に使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 当該入札に係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- (3) 提出された資料の返却はしない。
- (4) 入札参加者は法令を遵守すること。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置を行うことがある。

6 連絡・提出先

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 6階

経済観光部 観光課 担当：新城・與那覇

電話：(098)862-3276 FAX：(098)862-1580

E-mail：K-KAN001@city.naha.lg.jp